

# 一般社団法人アスバシ 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人アスバシ（以下「この法人」という。）の定款第41条第2項の規定に基づき、この法人が保有する個人情報の適正な保護を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(3) 従業者

この法人の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者

(4) 個人情報保護管理者

代表理事より任命され、個人情報保護に関する責任と権限を有する者

(5) 利用

この法人の内部において個人情報を処理すること

(6) 提供

この法人以外の者に、当法人の保有する個人情報を利用可能にすること

### (適用範囲)

第3条 この規程は、この法人の従業者に対して適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的に従って個人情報の適正な保護を図るものとする。

## 第2章 個人情報の取得

### (個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

### (取得の手續)

第5条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、予め個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出て承認を得るものとする。

### (本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第6条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

(1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的

(2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類及び属性

(3) 個人情報を与えることは本人の任意であること及び当該情報を与えなかった場合に本人に生ずる結果

(本人以外から間接に個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条(1)から(4)までに掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

### 第3章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

第8条 個人情報の移送又は送信は、具体的な権限を与えられた者のみが外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により業務の遂行上必要な限りにおいて成し得るものとする。

### 第4章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第9条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で具体的な権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第10条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第6条(1)から(3)までに掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前に本人の同意を得るものとする。

- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

### 第5章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

第11条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。個人情報を第三者に提供する場合は、第6条(1)から(3)までに掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- 2 前項の規定に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

### 第6章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

第12条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第13条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講ずるものとする。

- 2 個人情報は施錠の可能な場所に保管し、鍵は個人情報保護管理者又は当該個人情報の利用を許された者が保管するものとする。
- 3 個人情報が保存されている端末には、生体認証、ID、パスワード等を設定することによって適切なアクセス制限を施すものとする。
- 4 個人情報が保存されている情報システム及び情報機器については、外部媒体の接続及びネットワークへの接続を制限するものとする。

5 個人情報保存されている情報システムへのアクセス記録は、合理的な期間これを保存するものとする。

## 第7章 個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用又は第三者の提供を拒否

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応ずるものとする。

2 前項の規定に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第15条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合、これに応ずるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

## 第8章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手續)

第16条 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するため、記憶媒体を物理的に破壊するなどの適切な方法により、成し得るものとする。

## 第9章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第17条 この法人は、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報保護管理者を定めるとともに、法人内部における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、代表理事の指示及びこの規程に定めるところにより、個人情報保護に関する内部規程を整備し、安全対策を実施し、当該内部規程の周知徹底を図る責任を負うものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項に規定する責任を果たすために、補佐する者を任命することができるものとする。

## 第10章 雑則

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

この規程は、理事会決議日（2021年9月24日）から施行する。